

みんなで支え合い、一人ひとりが大切にされる地域福祉
だれもが安心・安全に暮らせる地域社会をめざして

粕屋町地域福祉計画 粕屋町地域福祉活動計画

(平成28年度～平成32年度)

概要版



人と人とのつながりが薄れ、地域で孤立している人がいませんか？
孤立せずに生活していくためには、みんなが住んでいる地域や家庭のなかで、
ともに支え合う「お互いさま」の関係を作ることが大切になっています。
地域で暮らす全員が、よりよい地域社会を作るための、かけがえのない存在です。
一人ひとりが大切にされる粕屋町にしていきましょう。



1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

■ 計画の趣旨

近年の日本では、少子高齢化が急速にすすみ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活様式が多様化し、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。家庭や地域での支え合う力が弱まりつつあるなか、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

また、住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応をすることが難しくなっています。

粕屋町では、少子化にはある程度歯止めがみられますが、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近なできごととして認識されるようになりました。

そこで、粕屋町では「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進していき、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みをすすめ、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくるため、計画を策定しました。

■ 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差等に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住んでいる地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所等が行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要で、これが「地域福祉の推進」の考え方です。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる粕屋町の「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める粕屋町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもっています。

これらが一体となって計画が策定されることで、粕屋町と粕屋町社会福祉協議会とともに、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方にに基づき、粕屋町と粕屋町社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域社会で互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定します。

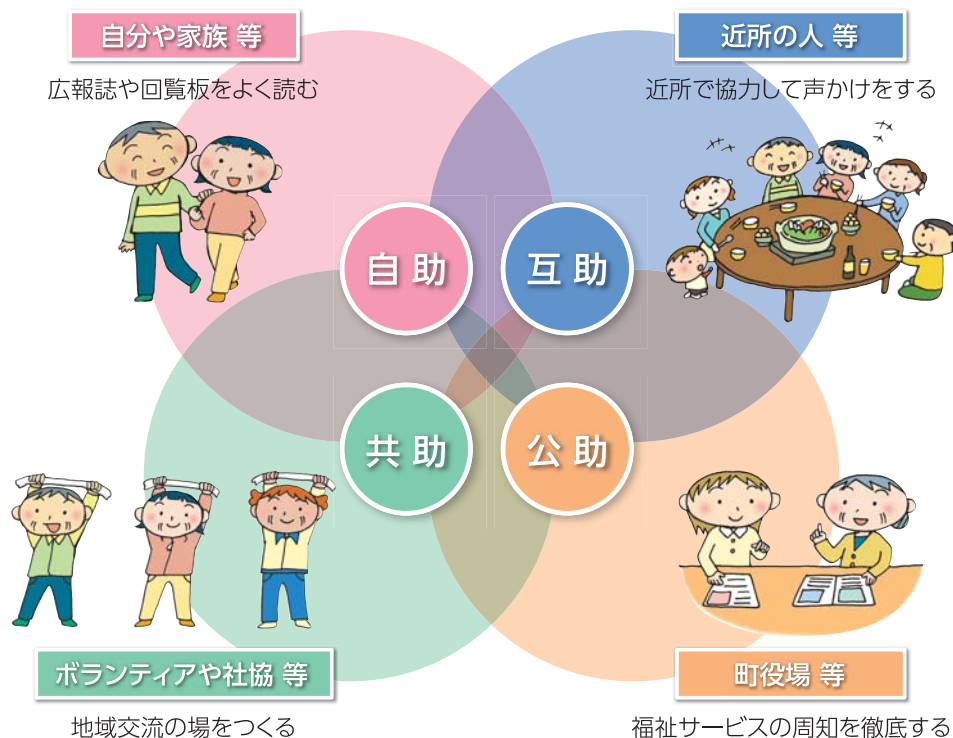
② 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示すことになります。

具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所等の身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会(社協)が取り組むこと、役場等の行政機関が取り組むこと等、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

地域福祉の向上に向けた4つの助け

じじよ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い (個人や最も身近な家族が解決にあたる)
きょうじよ 互助	<div style="background-color: #d4edda; padding: 5px; border: 1px solid #c3e6cb;"> ごじよ 互助 身近な人間関係のなかでの自発的な制度化されていない支え合い・助け合い (近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支え合い、助け合う) </div> 地域で暮らす人たちが地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所等が組織的に協働していく支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
こうじよ 公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

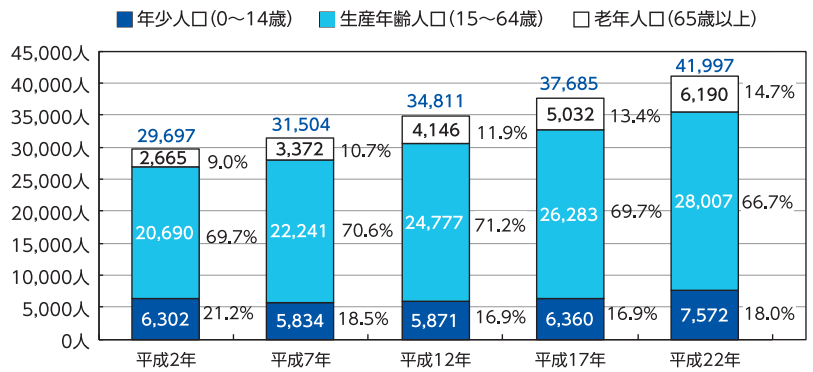


③ 粕屋町を取り巻く状況

■ 総人口と人口構成の推移

総人口は、一貫して増加を続け、平成22年には41,997人となり、この20年間で12,300人増加しました。

年齢3区分でみると、生産年齢人口、老年人口は一貫して増加しており、年少人口は、昭和60年から平成7年までは減少しましたが、平成12年以降は増加に転じました。

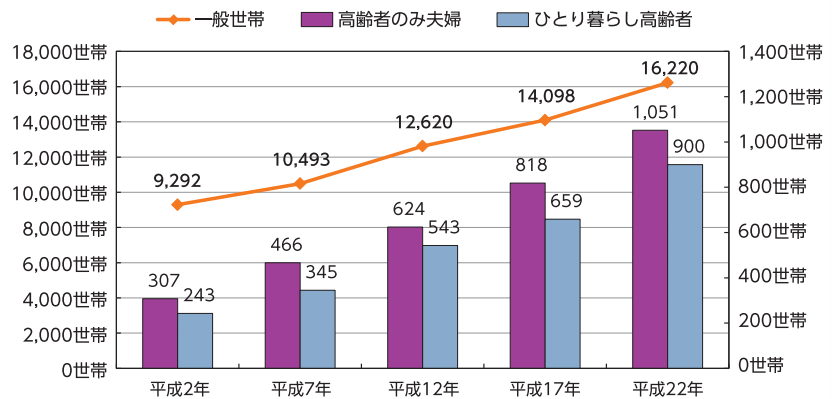


資料:国勢調査 ※合計値は年齢不詳を含む

■ 世帯数の推移

一般世帯総数は、一貫して増加を続け、平成22年には16,220世帯となり、この20年間で6,928世帯増加しました。

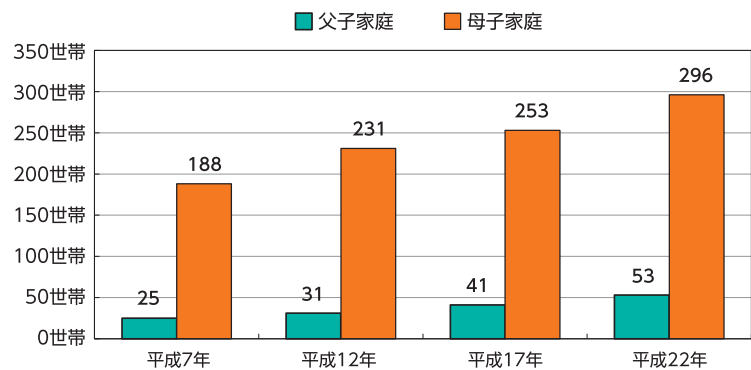
また、高齢者のみ夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者世帯についても、一貫して増加を続けており、いずれもこの20年間で3倍以上になっています。



資料:国勢調査

■ ひとり親世帯数の推移

父子家庭もしくは母子家庭(核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯)であるひとり親世帯については、ともに増加傾向にあります。



資料:国勢調査

4 取り組み内容

基本目標① 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。

例えば…

自分や家族、
隣近所が
取り組むこと

✓取り組みること、取り組んでいることをチェックしてみよう。

- 広報紙や回覧板等をよく読み、福祉サービスに関する知識を積極的に身につけます。
- 隣近所の人たちと誘い合って、情報交換の場や機会に参加するように心がけます。
- 困っているときには悩みをひとりで抱えこまずに、積極的に関係機関の相談窓口を利用するように心がけます。
- 近所づきあいを大切にして、お互いに気軽に相談し合える関係を築きます。

地域の組織・団体、
事業所等が
取り組むこと

- 住民が知り、理解することが大切になる情報は、地域できちんと共有する方法を工夫しながら伝達します。
- 地域での集まりやさまざまな地域活動や行事を通じて、個人情報の取り扱いやプライバシー等、十分に注意を払いながら、情報の交換や共有を図るように努めます。
- 生活上で不安や悩み、困りごとについて、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎます。
- 相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。

社会福祉協議会が
取り組むこと

- 社協だよりやホームページ等で、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。
- 福祉サービス事業所や各種団体、ボランティア団体等と情報交換をしながら、地域の福祉課題等について情報を共有します。
- 相談方法を工夫して、誰もが気軽に行ける雰囲気と相談しやすい体制を整えます。
- 相談窓口を訪れることが困難な人にも対応できるように、家庭訪問等の相談支援の充実に努めます。

行政が
取り組むこと

- 地域の組織や団体、保育所・幼稚園・小中学校等を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の浸透に努めます。
- 情報の入手が困難と判断される方々には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くように努めます。
- どこに行けば相談できるのか、誰に相談できるのかを分かりやすくするため、各種相談窓口をコンパクトに整理しながら、周知を図ります。
- 相談者のことを最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介します。

基本目標②

安心で安全な暮らしを支える基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。

例えば…

自分や家族、
隣近所が
取り組むこと

✓取り組めること、取り組んでいることをチェックしてみよう。

- 福祉サービスを利用する際に分からないことについては、問い合わせをします。
- 隣近所に気になる人がいたら、身近なつきあいのなかで支援をしていくために、地域で見守り活動や相談支援活動に協力をします。
- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 災害発生時にすぐに避難できるように、防災情報に注意をして、防災用品、避難経路、避難場所等を確認します。

地域の組織・団体、
事業所等が
取り組むこと

- 日常生活上に困難を抱え、専門的な支援が必要な人や家族に気がついたときには、行政機関へ連絡します。
- 子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待を防止するために、気になる家庭には、地域で相談活動に携わる人たちと近隣者が協力して声かけや見守りをすすめます。
- 地域での集まりや地域活動、行事等のなかで、介護や認知症について学ぶ機会をつくれます。
- 自主的な防災組織の活動を活性化して、災害発生時に支援し合える体制を整えます。

社会福祉協議会が
取り組むこと

- 総合相談窓口を設置して、関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援をすすめていきます。
- 公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるように、独自サービスの検討をしていきます。
- 小地域での座談会等のなかで、地域で住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。
- 災害ボランティアセンター運営についてのマニュアルを整備し、同センターの訓練を行います。

行政が
取り組むこと

- 各種福祉・介護分野等の行政計画を推進することによって、サービスの量や質の充実を図ります。
- 行政区(自治会)や老人クラブ、民生委員・児童委員や福祉委員等の連携による見守り活動や相談活動の支援をします。
- 地域からの虐待に関する通報に対して、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。
- 避難場所や避難経路等について周知するとともに、自主防災組織活動の充実を図るため、自主防災訓練等への支援を行います。

基本目標③

みんなが気軽に参加できる環境づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。

例えば…

自分や家族、
隣近所が取り組むこと

☑取り組みること、取り組んでいることをチェックしてみよう。

- 人権教育や福祉教育に関する学習会等へ積極的に参加します。
- 地域の人が定期的集う交流の場(サロン)などに参加するよう心がけます。
- ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。

地域の組織・団体、
事業所等が取り組むこと

- 地域の資源や人材を活かしながら、人権教育や福祉教育に関する学習会等を開催します。
- 地域の人が定期的集う交流の場(サロン)などへ参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすくなるよう内容を工夫します。
- 誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行います。
- 地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりをすすめます。

社会福祉協議会が
取り組むこと

- 福祉教育をすすめるため、児童や生徒を対象とした、福祉に関する学習支援の充実を図ります。
- 子育て家族の保護者等が、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。
- 町内で活動するボランティア団体について周知するとともに、ボランティア活動の楽しさを伝える取り組みをすすめます。
- ボランティア情報の収集と発信とともに、ボランティア活動をしたい人と求める人をつなぐ連絡・調整機能のさらなる充実を図ります。

行政が
取り組むこと

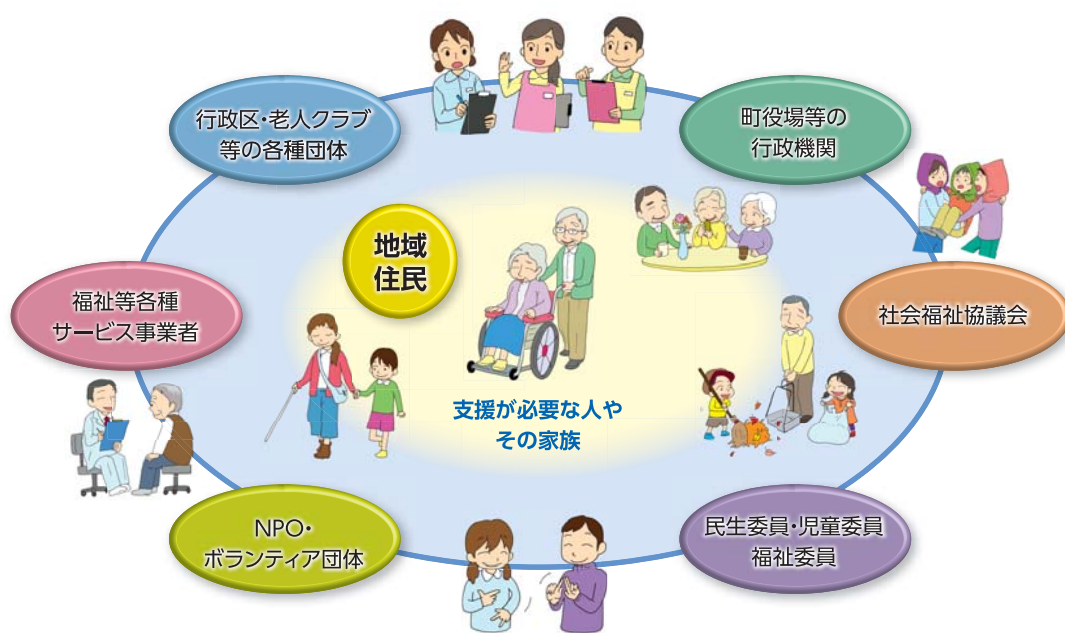
- 多くの住民が興味関心を持つ福祉や人権をテーマとしたイベント、講演会、出前講座等を実施して、身近な生活上の福祉課題等について理解を深める取り組みをすすめます。
- 地域の人が定期的集う交流の場(サロン)に対して、場づくりと活動の支援をします。
- ボランティアに関する窓口を一本化して、誰もが利用しやすいかすやボランティアセンターづくりに努めます。
- 地域活動が活性化されるような学習会や研修等の充実を図ります。

5 計画の推進について

協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域で生活している住民一人ひとりです。住んでいる地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけではなく、地域住民との協働が不可欠になります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。



【 問い合わせ先 】

粕屋町役場 介護福祉課

■介護保険係 ■高齢者支援係 ■社会福祉係 ■障害者福祉係 ■包括支援センター
〒811-2392 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
電話：092-938-0229 FAX：092-938-9522

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

〒811-2317 糟屋郡粕屋町長者原東六丁目5番10号 福祉センター内
電話：092-938-6844 FAX：092-938-6886

発行：平成28年3月

粕屋町役場 介護福祉課 ・ 社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会